

遠野市災害時要援護者避難支援プラン (全体計画)

平成22年1月策定
遠 野 市

－ 目 次 －

1	策定の背景・目的	… P 2
2	避難支援プランの位置付け・構成	… P 3
3	避難支援プランの進め方	… P 4
4	要援護者の対象範囲	… P 5
5	要援護者情報の把握	… P 5
6	要援護者情報の登録及び活用	… P 6
7	避難支援体制の整備	… P 7
8	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	… P10
9	避難誘導の手段・経路等	… P11
10	避難所における支援方法	… P13
11	要援護者避難訓練の実施	… P14

1 策定の背景・目的

昨今、全国的に発生している地震被害、風水害等における、犠牲者の多くが高齢者、障害者等の災害弱者であることから、災害時要援護者（災害時の安否確認や迅速な避難誘導などの災害時に何らかの手助けが必要な方々をいいます。以下「要援護者」といいます。）に対する支援策である災害時要援護者避難支援対策は、市町村や地域住民が積極的に取り組むべき地域福祉課題として喫緊の課題となっています。

本市においても、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震や岩手沿岸北部地震の被災経験を踏まえ、要援護者の支援体制を早期に整備することが求められています。

また、孤独死、高齢者虐待等の今日的福祉課題の顕在化及び高齢者世帯の急激な増加等による社会環境の変化から、災害時に限らず、高齢者、障害者等の日常からの見守り体制整備の必要性も生じています。

こうした現状から、遠野市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」といいます。）を策定し、要援護者の自助と地域住民による助け合い（共助）を基礎とした要援護者避難支援体制の基本方針及びその推進方法を定め、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための仕組みを構築するとともに、この仕組みを日常の見守り体制として活用するなど、新たな地域福祉コミュニティを増進することを目的としています。

避難支援プランの目的

【目的1 高齢者・障害者等の見守り体制の整備】

- ① 一人暮らし、二人暮らし高齢者等の日常の見守り体制の整備
- ② 災害時等の要援護者の安否確認、避難体制の整備
- ③ 緊急連絡網の整備

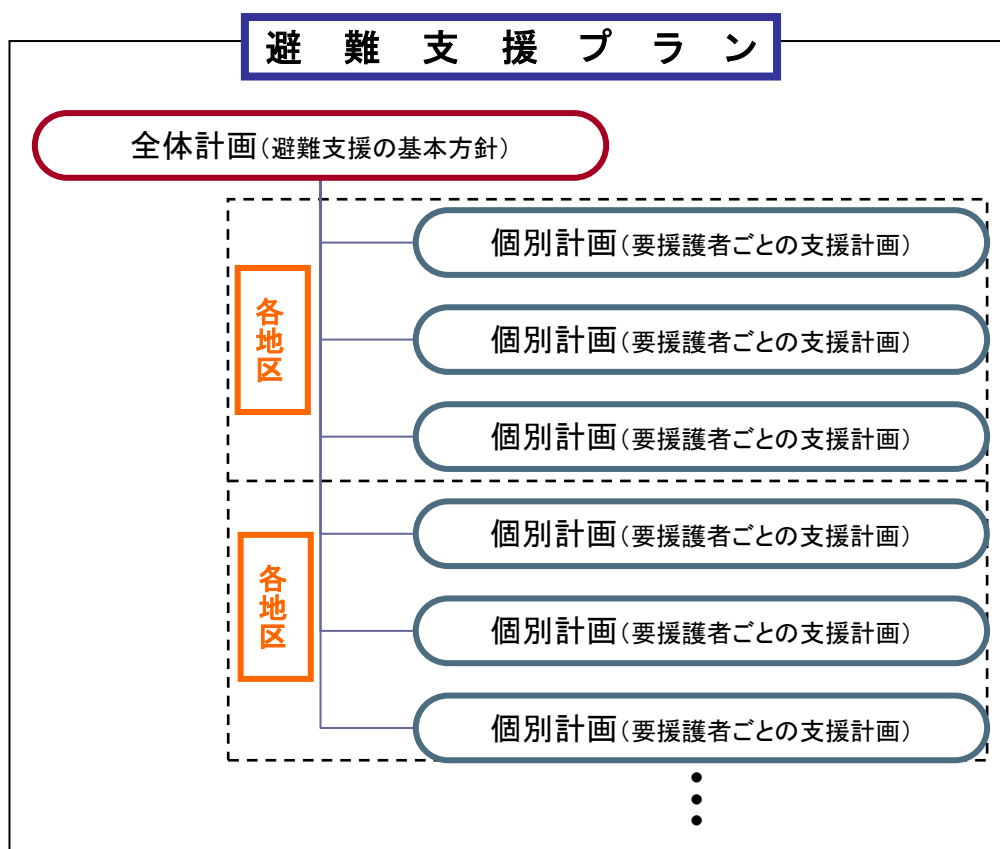
【目的2 地域福祉コミュニティの増進】

- ① 地域福祉ネットワーク(連絡網含)の形成
- ② 民生児童委員との連携体制の充実
- ③ 地域福祉を担う人材及び地域ボランティア団体の育成

2 避難支援プランの位置付け・構成

避難支援プランは、遠野市地域防災計画及び遠野市地域福祉計画に規定する災害時要援護者対策について具体化するものです。

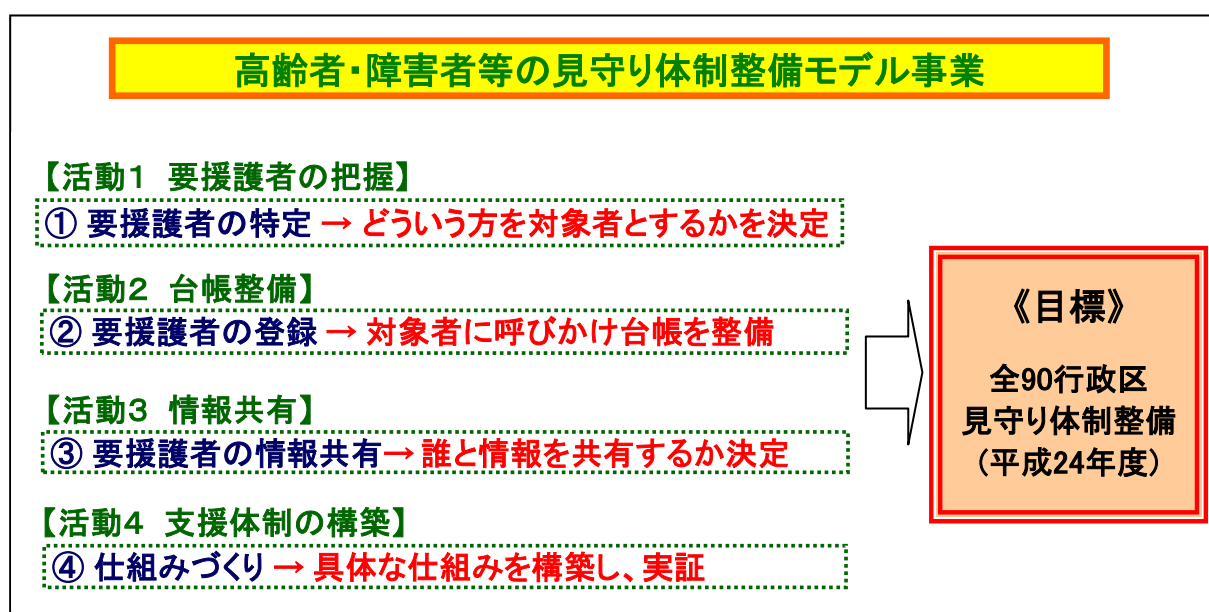
また、避難支援プランは、要援護者の避難支援対策に関し、基本的な方針を定める「全体計画」と要援護者の個別具体的な支援方法等を示した「個別計画」で構成します。



3 避難支援プランの進め方

要援護者の避難支援体制を構築するに当たり、市では自治会、民生児童委員、社会福祉協議会等の関係機関の協働のもと、「高齢者・障害者等の見守り体制整備モデル事業」を実施し、各地域において要援護者の特定、要援護者支援の仕組みづくり等を進め、平成24年度を目標に市内全行政区に高齢者、障害者等の見守り体制を整備します。

また、災害時の要援護者の避難支援体制の構築を進める中で、自治会、民生児童委員、自主防災組織、消防団、市、社会福祉協議会の連携体制の充実、並びに日常からの要援護者の見守り体制を創り上げ、新たな地域福祉コミュニティの増進を図ります。



4 要援護者の対象範囲

避難支援プランの対象者となる要援護者は、在宅者のうち災害時の被災リスクが高く、災害時に自分ひとりの力では移動が困難な方、又は自分自身の的確な判断による避難が困難な方と捉え、次に掲げる者とします。

ただし、要援護者として登録する者は、地域の実態に応じ、下記の者にとらわれず、民生児童委員等において選定するものとします。

(1) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者

(2) 要介護3以上の要介護者

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者

(3) 重度の肢体障害等を有する身体障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する1級又は2級に該当する肢体障害を有する者、視覚障害及び聴覚障害に該当する障がい者を有する者

(4) A判定の療育手帳を所持している知的障害者

療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受け、療育手帳制度の実施について（昭和48年厚生省発児第725号児童家庭局長通知）に規定する障害の程度のうちAの判定を受けている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害時において支援が必要と認められる方

5 要援護者情報の把握

災害発生時において、要援護者の避難誘導や安否の確認、避難所等での生活支援を的確に行うため、要援護者情報の把握と関係者間での共有を図ることが必要です。

そこで、市は、自治会、民生児童委員等の関係機関の協力のもと、平常時から避難支援に必要な要援護者の居住地、生活状況等の情報把握に努め、災害時に要援護者情報を迅速に活用することができるよう要援護者台帳を整備します。

また、市は、要援護者情報の収集に当たり、遠野市個人情報保護条例第4条及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、次の方法により情報収集します。

(1) 市による情報収集

市各部局が保有する次の情報から要援護者の対象範囲に該当する者の情報を収集します。

- ア 住民基本台帳
- イ 高齢者台帳
- ウ 要介護認定台帳
- エ 身体障害者更生指導台帳
- オ 療育手帳交付台帳
- カ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- キ 障害福祉サービスに係る支給管理台帳

(2) 関係機関の協力による情報収集

次の関係機関が行う調査等からの情報提供により、要援護者情報を収集します。

- ア 民生児童委員等によるひとり暮らし高齢者、高齢者のみで構成される世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者への訪問調査結果からの情報提供
- イ 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターからの情報提供
- ウ 介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者からの情報提供
- エ 各福祉関係団体からの情報提供
- オ その他、必要に応じて関係機関が実施する調査等からの情報提供

6 要援護者情報の登録及び活用

(1) 要援護者情報の登録

市は、遠野市個人情報保護条例第5条の規定の趣旨を踏まえ、「5 要援護者情報の把握」により収集した要援護者情報について、災害避難支援等の目的のために関係機関において使用し、情報共有し、台帳登録することについて、要援護者の同意を確認の上（同意方式）、要援護者台帳に登録し、関係機関で情報共有を図るものとします。

なお、台帳登録することについて同意した要援護者は、必要事項を記入した災害時等要援護者登録票（個別計画を兼ねる。）を市に提出するものとします。

(2) 個別計画の作成

各自治会等は、地域住民が要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、具体的な避難方法等の避難支援に必要な事項を示した個別計画を作成します。市は、個別計画作成に当たり、地域の主体的な話し合いのもと、災害時避難支援の実効性を確保することができるよう助言等の支援を行います。

(3) 要援護者情報を共有する市以外の関係機関

要援護者情報を共有する市以外の関係機関は次のとおりとします。

- 区長
- 自治会長
- 自主防災組織の会長
- 民生児童委員
- 主任児童委員
- 消防団の地域部長
- 遠野市社会福祉協議会



(4) 要援護者情報の適正管理

ア 保管及び使用の制限

要援護者情報を共有する

市各部局及び関係機関は、要援護者情報を電算システム又は紙媒体の名簿等により保管するものとし、要援護者情報の管理及び情報共有に当たっては管理責任者を置き、要援護者情報が漏えいし、滅失し、又はき損することのないよう十分な情報管理対策を講じ、要援護者情報を適正に管理するものとし、

イ 要援護者情報の更新

市及び関係機関は、災害時に迅速かつ的確な支援を実施するため、民生児童委員、支援者等の日常の見守り活動を通じ、要援護者の現況を把握し、登録情報を適正に保つよう努めるものとし、

なお、要援護者登録台帳の追加、更新等は、少なくとも年に一度、民生児童委員から提出された福祉票の記載事項をもとに行います。

7 避難支援体制の整備

(1) 市の避難支援体制の整備及び役割

市は、避難支援プランの円滑な運用を図るため、市関係部局が連携して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとし、平常時から要援護者リストや個別計画の作成支援、管理を行います。

なお、要援護者登録に同意せず、関係機関において情報を共有することができない方々については、健康福祉部内の要援護者情報収集班が中心となり、市各関係部局において情報を共有し、市において災害時の安否確認等の避難支援を行います。

【平常時】①要援護者情報の把握

- ②要援護者に係る個別計画の作成及び管理
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④関係機関との連携体制の構築及び要援護者情報の共有
- ⑤福祉避難所の確保及び整備

- ⑥自主防災組織の結成促進及び資機材整備
- ⑦要援護者避難支援策の普及啓発及び自主防災力強化のための人材育成
- ⑧要援護者避難を想定した防災訓練の実施
- ⑨ボランティア活動の普及啓発及び受入れ体制の整備

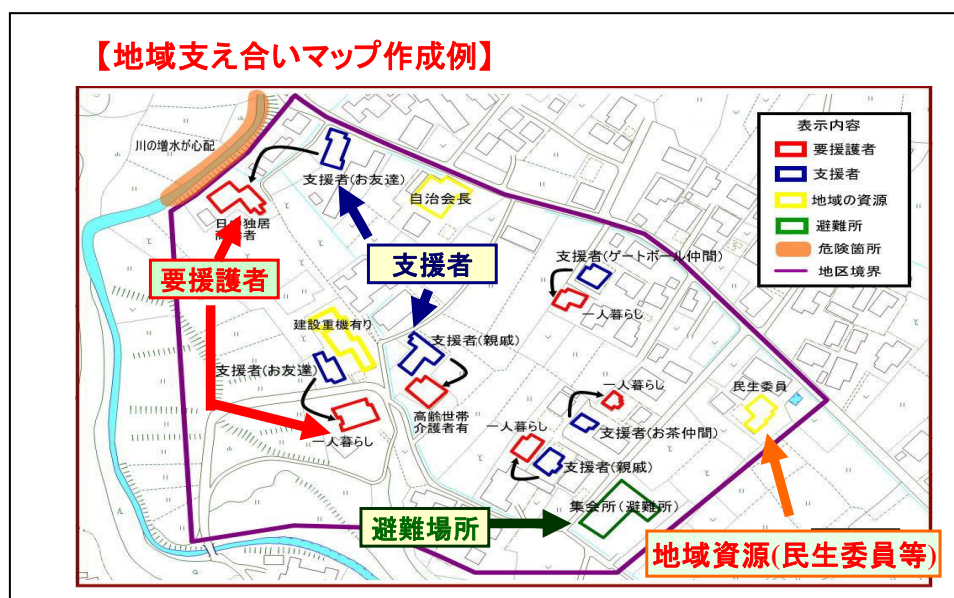
【災害時】

- ①避難勧告等の情報伝達
- ②災害時における避難支援
- ③災害時における要援護者の安否確認、避難状況の把握
- ④避難所の運営及び管理
- ⑤避難所における要援護者の相談支援
- ⑥災害救助法に係る事務（被災者救助、生活必需品・食料供給、応急仮設住宅の建設等）
- ⑦被災者の生活確保支援

(2) 地域の避難支援体制の整備及び役割

区長、自治会、民生児童委員、自主防災組織、消防団、支援者、社会福祉協議会等は、平常時から地域の要援護者の所在や現況について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時に連携して要援護者の避難支援が実施できる体制を整備するものとします。

また、各地区において、支援者宅や避難所の位置、避難経路の確保、居住地域の災害危険箇所等を地図上に明らかにした地域支え合いマップ（防災マップ）を作成し、災害発生時の安否確認及び日常の見守り活動に活用するよう努めるものとします。



ア 区長、自治会、民生児童委員、自主防災組織及び消防団の役割

- 【平常時】**
- ①要援護者の実態把握及び要援護者台帳の整備への協力
 - ②個別計画の作成及び更新の協力
 - ③要援護者登録の勧奨
 - ④地域特性に応じた防災訓練等の実施
- 【災害時】**
- ①要援護者の安否確認及び避難支援

②避難所における要援護者の相談支援

イ 支援者の役割

- 【平常時】①要援護者の実態把握及び要援護者台帳の整備への協力
②個別計画の作成及び更新の協力
③要援護者からの相談への協力
④防災訓練、避難支援対策に係る学習会等への積極的参加
- 【災害時】①要援護者の安否確認及び避難支援

ウ 社会福祉協議会の役割

- 【平常時】①要援護者の実態把握及び要援護者台帳の整備への協力
②個別計画の作成及び更新の協力
③ボランティア活動の普及啓発及びボランティアの育成
- 【災害時】①要援護者の避難支援
②要援護者支援を行うボランティアの受け付け及び派遣調整

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備及び役割

社会福祉施設、福祉サービス事業者等は、平常時から施設利用者に対する災害時の避難方法等を定めておくとともに、災害時には自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援を実施することができる体制整備に努めるものとします。

- 【平常時】①要援護者を把握するための調査の協力
②個別計画の作成及び更新の協力
③施設利用者に対する避難支援計画の作成
- 【災害時】①避難準備情報等の情報伝達及び安否確認の協力
②要援護者の臨時的収容（福祉避難所の開設）の協力
③避難者の状態に応じた身体的、精神的ケアへの協力

(4) 要援護者

要援護者は、支援者、民生児童委員等と日常的な関わりをもち、災害時を想定して避難経路を確認するなど、避難に必要な準備を整えることとします。

- 【平常時】①個別計画作成への参加
②支援者、支援対策関係者との関わりの充実
③防災訓練、避難支援対策に係る学習会等への積極的な参加
- 【災害時】①支援者とともに避難

8 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

市は、雨量情報、気象情報、土砂災害警戒情報、河川洪水情報等の災害関連情報と避難行動に要する時間等を総合的に判断し、適切なタイミングにより避難準備情報、避難勧告・指示等を発令するための判断基準、伝達方法等を遠野市地域防災計画に基づき規定し、迅速かつ円滑に避難行動が可能となる体制を整備します。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等は、市から各区長（又は自主防災組織の代表者）を通じた災害時要援護者及び避難支援者等への直接伝達を基本とします。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備します。

(2) 情報伝達手段

情報伝達手段は、防災行政無線、ケーブルテレビ、音声告知端末、広報車両等で行います。

(3) 情報伝達責任者

情報伝達は、遠野市地域防災計画に基づき消防本部消防防災班が発令する避難勧告及び指示に従い、総務部管理情報班が行います。

9 避難誘導の手段・経路等

(1) 避難誘導体制の整備

ア 市

市は、地域住民と協働して要援護者を支援する関係団体、支援者等との連絡体制及び援護者の安否確認等に迅速に対応する人員体制を整備するほか、避難経路や福祉避難所の確保など、迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備します。

また、要援護者の身体状況、避難形態、周辺環境等を踏まえ、災害時を想定した安全かつ確実に避難できる経路を確保します。

イ 支援者

避難誘導を行う支援者は、平常時から見守り活動により要援護者の状態把握を行うとともに、避難準備情報等の災害関連情報を確実に収集できるよう努め、常に支援する要援護者との連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整えるものとします。

また、要援護者の身体状況、避難形態、周辺環境等を踏まえ、災害時を想定した安全かつ確実に避難できる経路を確認するものとします。

ウ 関係機関

要援護者支援の関係機関等は、平常時から組織内において要援護者支援の役割分担を明確にし、災害時の連絡網を整備するとともに、自らが保有する資機材等を利活用するなどして、必要に応じ迅速な避難誘導が実施できる体制を整備するものとします。

(2) 避難誘導の実施・安否確認

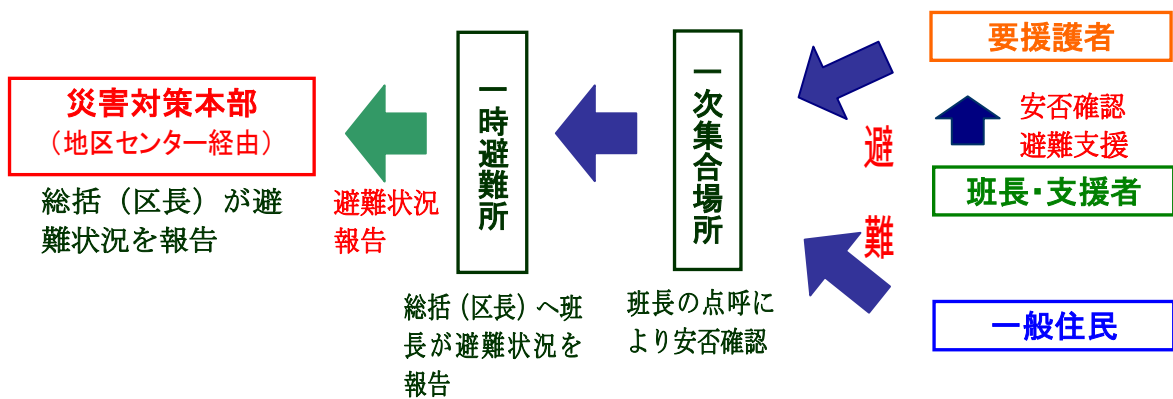
避難準備情報が発令される災害が発生した場合、市、支援者及び関係機関は、個別計画に基づき、連携して迅速かつ的確に要援護者の安否確認を行い、避難誘導を実施するものとします。

また、救出を必要とする者がいるときは、速やかに消防本部等の関係機関に連絡し、救出活動を行うための措置を講じます。

各地域における避難誘導方法は、次の手順を基本に実施します。ただし、地域の実状に応じて合理的な手段により、避難誘導を行うものとします。

【避難誘導方法】

- ① 自治会等は、あらかじめ地域の集落単位等で班体制を組織し、一時避難所に避難する前に住民が集まる一次集合場所を定めます。
- ② 避難の際、住民は各々で一次集合場所に集合し、①で組織した班ごとに住民の安否確認を行います。また、救援等が必要な方については、可能な範囲で救援作業を行います。
- ③ 一次集合場所から、一時避難場所まで①で組織した班ごとに移動します。その際は、あらかじめ定めておいた避難路を使用します。
- ④ 一時避難所において、地域住民全員の安否の状況を確認し、区長、各地区センター等を通じ災害対策本部に避難状況等を報告します。
また、災害対策本部への救護、救援等の要請は、この時点で行います。



ア 市

市は、支援者等の関係機関からの要援護者安否情報や避難者名簿等を集約し、要援護者台帳と照らし合わせ避難状況を把握し、避難していない要援護者又は自力での避難が困難であり、支援者等からの支援を受けられない状況にある要援護者を把握した場合は、関係機関と協力し、速やかに必要な避難支援を行います。

また、避難所の開設及び福祉避難所の開設を要請して被災者の受け入れ環境を整備し、関係機関へ開設状況を伝達します。

イ 支援者

避難誘導を行う支援者は、避難情報の発令前に避難が想定される災害関連情報を収集した場合、支援する要援護者の状況を把握します。避難準備情報発令時には、速やかに災害状況や要援護者の状況に応じて、付き添い又は行動補助を行い、最寄りの一次集合場所を経て一時避難所へ避難するものとします。

また、要援護者の安否確認状況、避難状況等の情報は行政区長、各地区センター等を通じ災害対策本部に報告するものとします。

ウ 関係機関

要援護者支援の関係機関は、避難が想定される災害関連情報を収集した場合、速やかに要援護者の安否を確認することができるよう、関係者との連絡調整を

行い、体制を整え、避難準備情報発令時には、速やかに他の関係機関と連携して、災害状況や要援護者の状況に応じた避難支援活動を行うものとします。

10 避難所における支援方法

(1) 避難所

市は、災害が発生した場合は、遠野市地域防災計画に基づき避難所を設置し、被災者を受け入れる体制を整えます。

また、避難所開設状況について、複数の情報伝達手段、適切な情報伝達ルートを使用し、確実に住民へ周知する方策を講じます。

避難所の受入体制整備について、次の点に留意し、要援護者の利用に配慮した環境整備及び支援に努めます。

- 障がい者用トイレ、スロープ等の設置によるバリアフリー化
- 車いす、携帯便器、おむつ等の日常生活に必要な物資の供給
- 畳、カーペット、冷暖房設備の配置
- 間仕切り等によるプライバシーの確保
- 要援護者の相談、要望等に応じる要援護者相談窓口の設置
- 地上デジタルテレビ、ラジオ等の配置による視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した情報提供手段の確保並びに頻繁な災害関連情報の提供
- 保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、心のケア等の生活支援

(2) 福祉避難所

ア 福祉避難所の確保

高齢者、障害者等の要援護者は、災害時に配慮を要する者ですが、市は、要援護者のうち、特にも一般の避難所での生活に支障をきたし、避難所生活がおくれないと判断される者の収容施設として、生活支援に配慮した福祉避難所を指定します。福祉避難所に指定する施設の選定に当たっては、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を基本とします。なお、福祉避難所の利用が必要と思われる要援護者数の推計、災害発生時の状況等により、要援護者に適切な福祉避難所が不足すると想定される場合、宿泊施設、旅館等の借上げや教室、保健室、一般避難所の一部を福祉避難室として使用し、福祉避難所の必要量の確保に努めます。

イ 福祉避難所の開設

市は、災害発生した場合、遠野市地域防災計画に基づき、福祉避難所指定施設に福祉避難所の開設を要請し、被災者を受け入れる体制を整えます。また、福祉避難所開設について、複数の情報伝達手段、適切な情報伝達ルートを使用し、確実に住民へ周知する方策を講じます。

ウ 福祉避難所における支援

市は、福祉避難所の運営マニュアルを策定し、福祉避難所指定施設の協力のもと、要援護者に配慮した環境整備及び支援体制を整え、特にも相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行い、ホームヘルパー派遣などの必要に応じた福祉・医療サービスを受けられる体制を整備します。

11 要援護者避難訓練の実施

要援護者の支援体制の充実を図るため、市防災訓練等において要援護者避難訓練を実施し、避難準備情報・避難勧告・指示等の伝達確認、避難支援体制の検証等を行います。



【要援護者の搬送訓練】



【バケツ消火訓練】